

○推薦委員選挙の選挙運動に関する細則

(目的)

第1条 この細則は、推薦委員選挙の選挙運動の方法等について定めることにより、適正な選挙の実施に資することを目的とする。

(適用対象)

第2条 この細則は、当組合の役職員及び組合員に対して適用する。

2 この細則の適用を免れる目的で、適用対象となる者又は推薦委員選挙における候補者及び選挙運動に従事する者等の各条文において規制の対象とされている者が、第三者をして行わせた行為等の実質的にこれらの者が行ったと評価される行為に対しては、その名義の如何を問わず、本人が行った行為とみなしてこれを適用する。

(組合員でない者の選挙運動の禁止)

第3条 組合員でない者は、推薦委員選挙の選挙運動を行うことができない。

(選挙立会人の選挙運動の禁止)

第4条 選挙立会人は、在任中、推薦委員選挙の選挙運動を行うことができない。

(理事等の地位利用による選挙運動の禁止)

第5条 次の各号のいずれかに該当する者は、その地位を利用して選挙運動をすることができない。

- 一 理事
- 二 監事
- 三 支部長その他支部役員

2 前項各号に掲げる者が、選挙の候補者として支持される目的をもって、又は選挙の候補者若しくは候補者となろうとする者を支持し、若しくはこれに反対する目的をもってする次の各号に掲げる行為は、同項に規定する禁止行為に該当するものとみなす。

- 一 その地位を利用して、候補者の推薦に関与すること。
- 二 その地位を利用して、投票の周旋勧誘、演説会の開催その他の選挙運動の企画に関与し、その企画の実施について指示し、もしくは指導し、又は他人をしてこれらの行為をさせること。
- 三 その地位を利用して、後援団体を結成し、その結成の準備に関与し、

同項に規定する後援団体の構成員となることを勧誘し、若しくはこれらの行為を援助し、又は他人をしてこれらの行為をさせること。

四 その地位を利用して、新聞その他の刊行物を発行し、文書図画を掲示し、もしくは頒布し、若しくはこれらの行為を援助し、又は他人をしてこれらの行為をさせること。

五 選挙の候補者又は候補者となろうとする者を支持し、もしくはこれに反対することを申し出、又は約束した者に対し、その代償として、その職務の執行に当たり、当該申し出、又は約束した者に係る利益を供与し、又は供与することを約束すること。

3 本条の規定は、理事等の地位にある者が、その地位を利用することなく選挙運動を行うことを禁止するものではない。

(文書図画等の届出)

第6条 候補者及び選挙運動に従事する者は、選挙運動のために使用するビラ、パンフレット、通常葉書、ポスター及びこれらの電子データ並びにウェブサイト等（以下「文書図画等」という）について、あらかじめ総代選挙管理委員会に届け出なければならない。

2 文書図画等には、その表面（ウェブサイト等を利用する場合にあっては、画面上において見やすい場所）に責任者の氏名及び連絡先並びに総代選挙管理委員会への届出番号を記載しなければならない。

3 文書図画等を電子メール等を用いて送信するには、ファイル添付等の方法によらなければならない。本文には送信者の氏名又は名称、連絡先、選挙運動用電子メールである旨及び文書図画等を閲覧する方法のみ（必要最小限の時候のあいさつを除く）が記載されたものでなければならない。

(文書図画等の届出を免れる行為の制限)

第7条 選挙の告示日から開票日までの期間中、候補者の氏名を表示した年賀状、寒中見舞状、暑中見舞状その他これに類似する挨拶状を当該候補者の選挙区内の総代に頒布する行為には、前条の規定を適用する。

(文書図画等の撤去)

第8条 総代選挙管理委員会は、本細則に違反する文書図画等があると認めるときは、回収又は撤去させることができる。

(適正な選挙活動)

第9条 候補者及び選挙運動に従事する者は、本細則の明文において禁止され

ているか否かに関わらず、公序良俗に反する行為を行うこと又は候補者に対して悪質な誹謗中傷をする等表現の自由を濫用して選挙の公正を害することがないように、適正な活動に努めなければならない。

(報道及び評論等の自由)

第10条 この細則に定めるところの選挙運動の制限に関する規定は、選挙に関し、候補者及び選挙運動に従事する者以外の者が行う報道及び評論の自由を妨げるものではない。但し、虚偽の事項を記載し又は事実を歪曲して記載する等表現の自由を濫用して選挙の公正を害してはならない。

附 則

この細則は、平成29年2月7日から施行する。